

## 地域研究成果事業化支援事業助成金交付要領

### (趣 旨)

第1条 この要領は、高知県の定めたこうち産業振興基金による支援事業計画実施要領及び地域研究成果事業化支援事業助成金実施要領(以下「助成金実施要領」という。)に基づき、地域研究成果事業化支援事業助成金の交付について必要な事項を定めるものとする。

### (目 的)

第2条 この助成金は、地域における研究開発の成果や技術シーズ等を活用し、高知県内で事業化に向けた研究開発等を支援することにより、県内の産業の振興を図ることを目的とする。

### (助成対象事業者)

第3条 助成対象事業者は、助成金実施要領第3に定める者とする。

### (助成対象経費及び助成率等)

第4条 助成対象経費、助成率及び助成限度額は、別表1に定めるとおりとする。

2 助成限度額については、特別な理由により変更する必要がある場合は、高知県知事と公益財団法人高知県産業振興センター理事長(以下「理事長」という。)の協議により定めるものとする。

### (助成金の申請)

第5条 助成対象事業者は、助成金の交付を受けようとするときは、助成金交付申請書(様式第1号)を理事長に提出するものとする。

### (交付決定及び通知)

第6条 理事長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認められるときは助成金の交付決定を行う。

### (申請の取り下げ)

第7条 助成対象事業者は、前条の交付決定の内容及びこれに付された条件に対して不服があり、助成金の交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定を受けた日から20日以内にその旨を記載した書面を理事長に提出しなければならない。

### (内容変更の承認等)

第8条 助成対象事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ理事長に変更等承認申請書(様式第2号)を提出し、承認を受けなければならない。

(1) 経費区分の配分を変更しようとするとき。ただし、軽微な変更(別表で定める経費区分相互間で20%を超えない範囲で変更しようとする場合)はこの限りではない。

(2) 助成対象事業の計画内容を著しく変更するとき。

(3) 助成対象事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。

### (変更決定通知)

第9条 理事長は前条の変更等承認申請書の内容が適当と認められるときは、助成対象事業変更等承認の決定を行い、助成対象事業者に通知するものとする。

(事故の報告)

第10条 助成対象事業者は、助成対象事業が期間内に完了することができないと見込まれる場合又は助成対象事業の実施が困難となった場合においては、速やかに事故報告書（様式第3号）を理事長に提出し、その指示に従わなければならない。

(遂行状況報告等)

第11条 助成対象事業者は、9月30日現在における助成対象事業の遂行状況について、助成対象事業遂行状況報告書（様式第4号）を10月20日までに、理事長に提出しなければならない。ただし、9月30日までに助成対象事業を完了又は廃止したときは除く。また、9月30日時点で当該年度の交付決定の日から4ヵ月を経過していない場合は、交付決定の日から4ヵ月経過時点で遂行状況報告書を提出するものとする。

2 助成対象事業者は、助成対象期間中に事業の実施に伴う成果を第三者に有償で提供する場合は、あらかじめその旨を理事長に報告しなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、理事長が必要と認めるときは、助成対象事業者から事業の実施状況について報告を求め又は助成金の使用状況を調査すること及び報告を求めることができる。

(実績報告書)

第12条 助成対象事業者は、助成対象事業が完了したとき（廃止の承認を受けた場合を含む）は、その日から起算して30日を経過した日又は3月31日のいずれか早い日までに、助成事業実績報告書（様式第5号）を理事長に提出しなければならない。ただし、これにより難しい場合には、翌会計年度の4月10日までに当該報告書を理事長に提出するものとする。

2 助成対象事業者は、前項の実績報告を行うにあたって、助成対象事業に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

3 理事長は前2項の規定による報告があったときは、その内容を審査し、助成金の額を確定し助成対象事業者に通知するものとする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う助成金の返還)

第13条 助成対象事業者は、助成対象事業完了後に消費税の申告により、助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、様式第6号により速やかに理事長に報告しなければならない。

2 理事長は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずる。

(助成金の概算払い)

第14条 助成対象事業者は、助成金の概算払いを受けようとするときは、様式第7号による概算払い請求書を理事長に提出しなければならない。

(関係書類の保管)

第15条 助成対象事業者は、助成対象事業にかかる収支に関する帳簿及び証拠書類を整備し、助成対象事業が終了した日から起算して5年間保管しなければならない。

(財産の管理及び処分)

第16条 助成対象事業者は、助成対象事業が完了した後も助成対象事業により取得した財産を善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、助成金交付の目的に従ってその効果

的運用を図らなければならない。

- 2 助成対象事業者は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)において規定された耐用年数に準じた期間内に、助成対象事業により取得又は効用が増加した財産(以下「取得財産等」という。)を助成金の交付の目的以外の用途に使用し、他の者に貸付け若しくは譲り渡し、他の物件と交換し、又は債務の担保の用に供しようとするときは、あらかじめ様式第8号による財産処分承認申請書を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、当該財産の取得価格又は効用の増加価格が50万円(税抜き)未満のものはこの限りではない。
- 3 理事長は、助成対象事業者に対し、当該承認に係る財産を助成対象事業者が処分したことにより収入があったときは、交付した助成金の全部又は一部に相当する金額を公益財団法人高知県産業振興センター(以下「センター」という。)に納付させることができる。
- 4 助成対象事業者は、助成対象事業により取得した財産について、その台帳を設け、その保管状況を明らかにしておかななければならない。
- 5 第2項の処分において、助成対象事業者が助成対象事業の成果を活用して実施する事業に使用するために取得財産等(機械装置に限る。)を転用(財産の所有者の変更を伴わない目的外使用をいう。)する場合は、あらかじめ様式第8号の2による財産処分承認申請書を理事長に提出し、その承認を受ければ、助成事業者は転用に係る第3項の納付が免除される。

#### (助成金の返還)

- 第17条 理事長は、助成対象事業者に交付すべき助成金の額を確定した場合において、既にその額を超える助成金が交付されているときは、その超える部分の助成金の返還を命ずる。
- 2 理事長は、助成対象事業者が助成金を他の用途に使用し又は助成金の交付の内容、条件、その他法令若しくはこれに基づく処分に違反したとき及び別表2に掲げるいずれかに該当すると認められたときは、額の確定の有無にかかわらず助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。また、助成金の交付の決定を取消した場合においてすでに助成金が交付されているときは、期限を定めて当該助成金を返還させることができる。

#### (加算金及び延滞金)

- 第18条 助成対象事業者は、前条第2項の規定による取消しに関する助成金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る助成金受領の日から納付の日までの日数に応じ、返還を命ぜられた助成金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金をセンターに納付しなければならない。
- 2 助成対象事業者は、助成金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金をセンターに納付しなければならない。

#### (実施結果の企業化)

- 第19条 助成対象事業者は、助成対象事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間、毎会計年度終了後、4月10日までに当該助成対象事業に係る企業化の状況について、企業化状況報告書(様式第9号)により理事長に報告しなければならない。
- 2 助成対象事業者は、前項に規定する報告を行った場合、その証拠となる書類を当該報告に係る会計年度の終了後3年間保存しなければならない。

(産業財産権等に関する届出)

第 20 条 助成対象事業者は、助成対象事業に基づく発明、考案等に関して、特許権、実用新案、意匠権等（以下「産業財産権等」という。）を助成対象事業年度又は計画終了までに出願若しくは取得した場合又はそれらを譲渡し、若しくは実施権等を設定した場合には、実績報告書にその旨を記載しなければならない。

(収益納付)

第 21 条 理事長は、企業化状況報告書により、助成対象事業者が当該助成対象事業の実施結果の企業化、産業財産権等の譲渡又は実施権の設定及びその他当該助成対象事業の実施結果の他への供与による収益が生じたと認めたときは、助成対象事業者に対し、交付した助成金の全部又は一部をセンターに納付させることができるものとする。

(成果の発表)

第 22 条 理事長は、助成金の交付を受けて行った事業の成果について必要があると認めるときは、助成対象事業者に発表させることができる。

(グリーン購入)

第 23 条 助成対象事業者は、業務の実施において物品等を調達する場合は、高知県の定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

(情報公開)

第 24 条 助成対象事業又は助成対象事業者に関して公益財団法人高知県産業振興センター情報公開規程（以下「情報公開規程」という。）に基づく開示請求があった場合には、情報公開規程第 4 条に規定する非開示項目以外の項目は、原則として開示を行う。

(交付決定の取り消し等)

第 25 条 理事長は、助成対象事業者が、助成対象事業を他の用途に使用し、その他助成金の交付の内容又は条件に違反したときは、助成の決定の全部若しくは一部を取り消すことができる。

この場合において、既に助成金が交付されているときは、理事長はその返還を求めることができる。

(その他必要な条件)

第 26 条 この規定に定めるほか、助成金の交付に関するその他必要事項は、理事長が別にこれを定める。

附 則

(施行期日)

1. この要領は、平成 19 年 9 月 3 日から施行するものとする。
2. この要領は、平成 23 年 1 月 20 日から施行し、平成 23 年度事業から適用する。  
ただし、平成 22 年度以前に採択された事業にあっては、なお従前の例による。
3. この要領は、平成 24 年 4 月 1 日から施行するものとする。
4. この要領は、平成 26 年 6 月 23 日から施行するものとする。
5. この要領は、平成 30 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、この要領に基づき交

付された助成金については、第 12 条から第 13 条、第 15 条から第 22 条及び第 24 条から第 26 条の規定については、同日以降もその効力を有する。

6 この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行し、平成 27 年 2 月 10 日から適用する。

7 この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行するものとする。

別表1 (第4条関係)

事業区分	助成対象経費			助成率及び助成限度額	
	経費区分	費目	内容		
地域研究 成果事業 化支援	(2) 庁費	(1) 装置・ 備品費	装置・ 備品費	事業の実施に必要な機械装置、その他備品の製作、購入に要する経費及び機械装置の改造(主として対象となる機械装置の価値を高め、又は耐久性を増す場合。原状に回復する修繕は除く)に要する経費。	○助成率 2/3 (中小企業者等、 その他の事業者)  10/10 (大学・高等専門学校 等の教育機関及び 試験研究機関等)  ○助成限度額 3,000万円/年
		光熱水費	当該事業の実施に特に必要な光熱水費であって、事業に係る使用実績とそれ以外のものが明確に区別できる場合に限る。		
		消耗品費	当該事業の実施に直接要する資材、部品、消耗品等の製作又は購入に要する経費。		
		旅費・ 交通費	当該事業の実施に特に必要とする旅費、滞在費及び交通費。		
		会議費	当該事業の実施に必要な情報、意見交換、検討、情報収集を行うために必要な資料作成費やセミナー・学会等の参加に要する経費。		
		特許関連費	当該研究開発で生じた研究成果を知的財産として権利化するために要する経費。		
		使用料・ 賃借料	当該事業の実施に必要な会議室借上、機械装置等のレンタル・リース代等に要する経費。		
		謝金	専門的知識・技術等を有した者に、指導を受けたまたは相談等を行った場合に謝礼として支払う経費。		
		雑役務費	当該事業の実施に必要な業務・事務を補助するために短期的に雇い入れた者に支払う経費。		
		市場等調査 費	ユーザーニーズ調査及びそのための調査員を雇うために要する経費。		
運搬費	試作品や加工品等を共同体内で移動するために要する経費。				
(3) 委託費	委託費	当該事業の実施に必要な検査、評価、分析等の依頼等に要する経費。			

別表 2（第 17 条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成 22 年高知県条例第 36 号。以下「暴排条例」という。）第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（暴排条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第 18 条又は第 19 条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。